

2025年度 保育の利用申込みに関する同意書

全ての事項をよくお読みの上、署名をお願いします。

確認項目	
①	内定した保育所等へ市が把握している児童の状況や保育要件や利用者負担額等の情報提供をすることに同意します。
②	入園のしおりを読み、内容について了解しました。
③	<p>【保育所等申請について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書や申請書類の記載内容が事実と異なる場合、または虚偽の申請がわかった場合は、入所内定や入所の取消し及び退所となることに異議はありません。 ・入所選考は、締切日までに申請された内容で選考します。 ・保育を必要とすることを証明した関係書類の内容について、証明先へ確認する場合があります。 ・入園内定時及び直後の退職、転職及び就労日数、時間の減少は内定取消しになることに異議はありません。
④	<p>【希望保育所等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学済み、または今後見学予定です。 ・入りたい順番で書いてあります。(希望順位は、選考に影響しません。) ・通えない保育所等は希望しません。 ・希望保育所等の受入れ年齢、開園時間、延長保育時間等を確認しました。 ・低年齢児のみの保育所等に入所後、3歳児以降も保育が必要な場合、改めて保育の利用を申請します。
⑤	<p>【認定こども園を申請する方へ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園を第一希望とする3～5歳児の児童は、直接認定こども園に申請します。 ・選考方法や保育料の納付については、認可保育所と異なります。 ・認定こども園の見学、徴収金の確認をしました。
⑥	<p>【家庭的保育者(保育ママ)を申請する方へ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請する児童を連れて保育室の見学をしました。 ・3歳児以降も保育が必要な場合は、改めて保育の利用を申請します。
⑦	<p>【申請の有効期間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の保育の利用申込書の有効期間は、原則として2025年度中(2026年3月まで)です。 ・有効期間内に保育所等の希望がなくなった場合は、利用申込書取下げ届の申請が別途必要です。 ・2026年度分(2026年4月以降分)は新たに保育の利用申請を行う必要があります。
⑧	<p>【お子さんの健康等の状態について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お子さんに重篤なアレルギー、病歴や障がいなどがある場合は、必ず、事前に医療機関にて集団保育の可否の確認をするとともに、入所希望保育所等をお子さんと一緒に見学し、<u>受入れ状況を確認してください。</u>(見学された保育所等への優先入所をお約束するものではありません。) ・お子さんの身体や発達に関する事柄で、利用開始後に判明した症状については、<u>医療機関の受診や相談機関での相談をしていただき、必要な手続きを取っていただくこととなります。</u>(状態によっては退所していただく場合もあります。)
⑨	<p>【育児休業中で申請する方】</p> <p>2025年度 町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書(保育用)兼保育の利用申込書の「育児休業から復帰する場合について」において、</p> <p>a 「早く職場に復帰したいので、入所が承認されれば、直ちに育児休業から復帰する」を選択した方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所月の末日までに職場へ復帰します。 ・入所月の末日までに復帰できず、勤務の実績が確認できない場合は、退所となることに異議はありません。 ・職場復帰の翌月に就労実績の入った復帰証明書を提出します。 <p>b 「育児休業の延長が可能(または検討できる)ため、他の申込者を優先して選考することに同意する」を選択した方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集人数や他の申込者の状況によっては、希望入所月に保育所等への入所が内定する可能性があることを理解しています。 ・育児休業を延長せず職場復帰が必要な状況になった場合には、改めて利用申請を行い、本同意書を提出した申請書は取り下げになることに同意します。 ・育児休業を取得している雇用先を退職する場合は速やかに申し出ます。 <p>どちらも選択していない場合は、aを選択したものとして選考を受けることに同意します。</p>

<裏面も必ずご確認ください>

【1-4】

確認項目	
⑩	<p>【保育施設等に勤務し、加点つきの申請の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得予定だったが、資格を取得できなかった場合、または保育施設等に就労しなかった場合は加点が無効となり、再度選考することに異議はありません。
⑪	<p>【求職中で申請する方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所承認期間は3か月です。 ・期限までに最低要件を満たす就労が確認できない場合は、退所となることに異議はありません。
⑫	<p>【転所(転園)での申請について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転所が内定した場合、年度途中でも転所します。 ・転所しない場合は在園中の保育所等は退所となることに異議はありません。
⑬	<p>【退所となる場合について】</p> <p>次のような場合にも退所となることに異議はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の方が、お子さんの保育を必要とする事由がなくなった場合。 ・お子さんが疾病などで集団生活に堪えられない場合。 ・町田市外へ転出した場合。(ただし、所定の手続きにより、引き続き通所できる場合もあります。) ・1か月以上保育所等の通所がない場合。又は登園日数が著しく少ない月が2か月続いた場合。 ・入所申請事項及び支給認定の事項に不正な事実があった場合。 ・家庭状況調査が申請されず、保育を必要とする事由が確認できない場合。 ・お子さんが小学校に就学したとき。
⑭	<p>【利用者負担額等(保育料)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税未申告の場合や税額のわかる書類の提出が期限までにない場合、最高額の保育料になることに異議はありません。 ・保育料は納期限内に納めます。 ・保育料、特別保育料(一時保育料・延長保育料)の滞納分は全て清算して申請します。

町田市では、多くの待機児童がいる状況を鑑み、場合によっては、退所という厳しい対応をしております。個人的な事情には配慮できかねる場合もありますので、十分ご承知おきください。

また、ご家庭の状況等に変更が発生する場合は、速やかに保育・幼稚園課までご連絡ください。

確認項目について、全て同意の上で申請します。

年 月 日

保護者署名

◎町田市外から申請する方は、以下の内容も確認・署名をお願いします。

①	<p>【保育所等申請について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町田市の申請締切日を事前に確認のうえ、締切日に間に合うように住民登録のある市区町村で申請が必要です。
②	<p>【町田市転入予定の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所希望月の前月末までに町田市へ転入することが確認できる書類が添付されていない場合は、町田市民と同等の選考はできません。 ・転入後、再度町田市での申請が必要です。町田市への住民票の異動と町田市での申請をしない場合は、内定された際も入所内定は取消しになります。
③	<p>【町田市へ転入予定のない方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町田市民の選考後の対象になります。

確認項目について、全て同意の上で申請します。

年 月 日

保護者署名